

氏名(国籍)	李 ^い 明 ^{みよん} 實 ^{しる} (韓国)		
学位の種類	博士(教育学)		
学位記番号	博甲第1,988号		
学位授与年月日	平成11年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
学位論文題目	日本強占期社会教育史の基礎的研究 —朝鮮総監府による施策の展開を中心に—		
主査	筑波大学教授	博士(教育学)	大戸安弘
副査	筑波大学教授	教育学博士	山本恒夫
副査	筑波大学教授	博士(教育学)	谷川彰英
副査	筑波大学教授	教育学博士	片岡暁夫

論文の内容の要旨

本研究は、近年韓国において「日本強占期」と時期区分される1910年から1945年までの間に、朝鮮総監府が推進した学校教育の埒外にあった朝鮮人を対象とする教育施策、すなわち社会教育施策について、その展開過程を実証的に解明することを通して、朝鮮における植民地教育政策の実態をより多面的に研究しようとしたものである。

論文は、「序章 研究課題の設定及び構成」、「第1部 統監府設置期(1906年から1910年)及び武断統治期(1910年～1919年)における社会教育施策—取締を中心とする社会教育施策の展開—」、「第2部 文化統治期(1919年～1936年)における社会教育施策—学校を媒介とする社会教育施策の展開—」、「第3部 皇民化政策期(1936年～1945年)における社会教育施策—社会教育施策強化のための行政機構の整備—」、「終章 本論文の総括と今後の課題」によって構成されている。その内容の概要は以下の通りである。

「序章」では、在来の日本強占期の朝鮮における植民地教育政策に関する研究が、「朝鮮教育令」や学校教科書などの内容分析は相当程度進められてきてはいるものの、朝鮮総督府による社会教育施策の全体構造や、その具体的内容については本格的な検討がなされてないままになっている現状をふまえて、本論文はその残された課題に取り組んだものであることが述べられている。また、これまでの先行研究が、ややもすると「植民教育と民族教育と」の間の対抗的關係という視点にのみとらわれがちであったのに対して、その視点をも含み込みつつも、「学校教育と社会教育と」の關係性をも視野に入れて、より重層的に分析を試みることに留意すべきこととされている。

「第1部」は、植民地教育体制の基礎が形成された時期を対象としているが、この時期には、既存の朝鮮人独自の教育施設や活動が否定的に評価された上で、新たな教育体制の導入が図られつつ、体制構築への障害に対する取り締りが推進された。はじめに、こうした施策を正当化・合理化するために提示された教育論理を、朝鮮総督府学務課長であった隈本繁吉と朝鮮政府の学政参与であった幣原坦とが残した文書・著作にさぐり、そこに朝鮮人独自の私設教育私設を取り締まる論理が存在することを明らかにした。そして、そうした論理に従って、1910年代までの社会教育施設が消極的に進められたことが指摘されているが、これが後に、1919年前後を境にして、朝鮮人教化の必要性から転換していくことになる。ここではその論理的背景が考察されている。

「第2部」は、内鮮人差別撤廃が施策のスローガンとされた時期であるが、内実は従来の武断的政策と変わることなく、巧妙な支配手法が採られた。ここでは、その点についての具体的解明と分析とが行われている。はじ

めに、学校施設を利用しての朝鮮人への教化網が拡大されていくことが、父兄会・老人会・婦人会などの組織、および運動会・学芸会・母妹講座などの活動を検討することにより、明らかにされている。一方で、1931年段階で約80%に達していた学校不就学児童が、書堂・夜学・学術講習などでその教育要求を満たしていたことも指摘されている。このうち書堂の普及率が高かったことから、総督府は官製化を進めたが、これを「書堂の換骨奪胎」と把握した上で、その「初等教育普及計画」の実態の解明もなされている。

「第3部」は、戦時体制に動員可能な中堅人物の養成が、教育を通して計られた時期であるが、その関連で社会教育施策も徹底化されていった。はじめに、1930年代半ば以降に、社会教育施策が武断的支配方向に回帰していく背景を明確にするために、総督府の施策全般の変化と学校教育の現況とについて押さえた上で、行政機構の制度化が社会教育施策の徹底化のために進められた経緯が明確にされている。さらに、1936年設置の総督府学務局社会教育課の担当事務に基づいて、戦時体制に動員可能な中堅人物の養成が官製団体を通して意図された経緯、また、一般の朝鮮人を対象として推進された皇民化施策の経緯についての検討を加えられているが、この作業によって、朝鮮人教化のための多様な施策のありようが明らかになった。

「終章」では、本研究の要約と成果とについて述べた後に、今後の課題として以下の三点が明示されている。(1) たとえば、解放後の朝鮮人の植民地教育に対する認識の変化とその過程を明らかにすることなど、より多面的・重層的に植民地教育にかかわった朝鮮人のありようを追及すること。(2) 朝鮮総督府の社会教育施策は、日本内地の社会教育の展開と密接に関っていたはずであるが、どのような経緯で植民地朝鮮に日本の社会教育が移入されたのか、その関係性について究明すること。(3) 韓国においてはほとんどなされていない社会教育の歴史的考察を、今後は深めつつ、その成果に基づいて韓国における社会教育用語の再吟味を進めること。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、日本強占期における朝鮮総督府による社会教育施策の展開過程を、実証的に解明した成果を論じたものである。

在来の当該主題に関する研究は日韓両国において少なからず存在するものの、このようにより広い視野から、日本強占期を通して全体的な把握が試みられたのは初めてのことである。ことに、量的に多数を占めていた学校教育への不就学者についての本格的な分析・検討がなされたことも、特筆すべきことといえる。

また、先行研究を十分に検討したうえで、在来の研究に一般的に存在していた「植民教育と民族教育」という二項対立的関係からの研究を克服しようとする発展的観点に立ちながら、精力的な資料収集を進め、それらに対する精細な分析が行われている。

研究の成果には、重要な新しい知見が示されているが、提示されている新しい観点とともに、それらは、今後の日韓両国における当該主題に関する研究に、相当な影響を及ぼす可能性が高いものといえる。

本論文において用いられている「社会教育」という用語の有する学問的概念規定についての記述に、若干の物足りなさは感じられるものの、上述のようにそれを補って余りある成果が示されている本論文は、学位請求論文としての水準に達したすぐれたものといえることができる。

よって、著者は博士(教育学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。